

日山協山岳共済会会員のみなさまへ

2023年8月28日

日山協山岳共済会

お問い合わせの多いご質問について

日山協山岳共済会会員で山岳保険（団体総合生活補償保険（MS&AD型））にご加入いただいております皆様から補償内容について、一部お問い合わせをいただいております。保険金のお支払いに関わる重要な事項が含まれていることから、以下のとおり追加案内をさせていただきます。

Q1. 遭難した際の搜索費用において、補償の上限額内であるにもかかわらず、何かの約款以外の規定により全額支払われないことはありますか？

A1. 保険契約は、約款の規定により補償内容を定めていますので、原則、約款以外の規定により補償内容を変更することはありません。（注）実際に支払った遭難搜索に関する費用は補償の上限額内で必要または有益な費用のうち、社会通念上妥当な費用であれば補償の上限内で全額お支払いします。

（参照：山岳保険のご案内 15 ページ 保険金のお支払額）

（注）民法など優先されるべき他の法令に抵触する場合などにおいて、一部例外となる場合があります。

Q2. 保険のご案内のパンフレットには搜索隊の日当等の表記がありますが、その金額は上限額ですか？

A2. パンフレット記載の搜索隊の日当等はあくまで標準額（目安）であり上限額ではありません。搜索に必要なまたは有益な費用のうち、搜索者からの請求に基づき被保険者が負担した費用はお支払い対象となります。

ただし、搜索に要した費用の支出明細書およびその支出を証明する書類が提出できるものに限ります。（参照：山岳保険のご案内 15 ページ 保険金のお支払額）

本文書は保険の概要を説明したものです。詳細は、「山岳保険のご案内」をご確認ください。

その他補償内容等につきまして、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

代理店・扱者：瀬田工業有限会社 連絡先：03-3983-8702

<引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社>

承認年月：2023年8月 承認番号：B23-100489